

青森県報

第三千四十七号

平成二十一年
二月十三日
(金曜日)

目次

告示

救急病院の設置.....(医療薬務課).....一

公告

建設業者の許可の取消し.....(西北地域).....一

右 同.....(同).....一

右 同.....(同).....一

右 同.....(同).....一

告示

青森県告示第九十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十一年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
八戸平和病院	八戸市湊高台三丁目四の六	平成二十四年二月十三日

公告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社竹谷建設
 - 二 代表者の氏名 竹谷 幸正
 - 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字福浦字若野尾一
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一四六〇三号
 - 五 取消年月日 平成二十一年一月三十日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 建築、塗装、防水工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実 平成二十一年一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十一年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤由建設
- 二 代表者の氏名 工藤 隆行
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字豊成字田子ノ浦八三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第三八八九号
- 五 取消年月日 平成二十一年一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤由建設
- 二 代表者の氏名 工藤 隆行
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字豊成字田子ノ浦八三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一九)第三八八九号
- 五 取消年月日 平成二十一年一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社北村組
- 二 代表者の氏名 北村 キヨ
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字家ノ下タ六一の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一四八七一号
- 五 取消年月日 平成二十一年一月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社横浜プロパン
- 二 代表者の氏名 大谷 実
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字屋敷形三五の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一 一四八号
- 五 取消年月日 平成二十一年一月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭